

一般財団法人前川報恩会 平成 27 年度福祉助成（個人）

募 集 要 項

1. 助成対象

障がいのある個人で、以下のいずれかに該当する者

- (1) 周囲の方々の支援を受け、自身の生活の充実・向上に取り組む者
- (2) 周囲の方々と協力して、他の障がい者等の生活の充実・向上のために取り組む者

2. 申請期間

平成 27 年 9 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日

3. 申請方法

当財団代表メールアドレスに、申請書・参考資料を添付し送信する。

（なお、参考資料に関しては所持するもののみをスキャン又はコピーし、代表メールに送信又は当財団事務局に郵送して下さい。）

[参考資料]

- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳のスキャン
- ・ 申請書記載の取り組みの内容を補足する資料
- ・ 支援者・後援団体の概要を記した資料

※ 申請者は上述の要件を満たす障がい者である必要がありますが、申請書記入に際しての支援者代筆は差し支えございません。

4. 助成金額

福祉助成（団体）と併せた助成総額：400 万円

（1 件あたりの目安は 20 万円～30 万円）

5. 助成期間

助成金交付日～平成 28 年 12 月末日

6. 助成対象となる用途

原則として、用途の限定は設けない。

7. 助成対象者の義務等

(1). 当財団が指定する書式による用途の報告。

- ・ 用途報告書提出期間

平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 1 月 31 日（助成期間終了後 1 ヶ月）

- ・ 用途報告書提出方法

当財団代表メールアドレスに、用途報告書及び添付書類を添付し送信する。

※ 領収書の添付を含む（料金振込をもって受領等の契約がある場合等に関しても、領収書の提出をお願い致します）。

※ 領収書のスキャンが行えない場合は、コピーを当財団事務局まで郵送のこと。

(2). 当財団職員による訪問の受け入れ

※ 助成金の使途や報告書の提出義務等に違反された場合には、助成金の返還を求めることがあります。

8. 選考手続

下記のスケジュールに則り、選考委員会にて助成対象として相応しいと判断した申請に対して助成を行います。なお、福祉助成（団体）との按分割合等についても、当委員会にて判断いたします。

募集：平成27年9月1日～9月30日

選考：平成27年10月上旬～11月下旬

承認：平成27年11月下旬～12月中旬開催の理事会

通知及び交付：理事会における承認後、速やかに行う。

9. その他

採否の理由についてのご照会には回答いたしかねますので、ご了承ください。

以上